

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和8年度佐呂間町一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 67,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 916,388 千円

(単位:千円)

区分	目的別	令和8年度 予算額	財 源 内 訳					
			特 定 財 源				一 般 財 源	
			国庫支出金	道支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民 生 費	社会福祉費	365,439	105,372	57,750		52,851	149,466	19,731
	老人福祉費	58,869		290		22,672	35,907	4,740
	児童福祉費	145,283	62,269	8,512	8,600	15,871	50,031	6,605
	小 計	569,591	167,641	66,552	8,600	91,394	235,404	31,076
衛 生 費	保健衛生費	346,797	2,712	2,660		69,302	272,123	35,924
合 計		916,388	170,353	69,212	8,600	160,696	507,527	67,000

※経費区分については、令和7年度当初予算の予算科目(款、項)で分別しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各目的別に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。